

芦屋市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案						現 行					
(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	(芦屋市長等倫理審査会から芦屋市文化振興審議会までの項省略)					市長	(芦屋市長等倫理審査会から芦屋市文化振興審議会までの項省略)				
	芦屋市情報公開・個人情報保護審査会	芦屋市情報公開条例(平成14年)第15号)第16条第2項及び第3項並びに芦屋市個人情報保護条例(平成16年芦屋市条例第19号)第40条第2項及び第3項の規定	6人以上	情報公開及び個人情報保護に関して識見を有する者	2年		芦屋市情報公開・個人情報保護審査会	芦屋市情報公開条例(平成14年)第15号)第16条第2項及び第3項並びに芦屋市個人情報保護条例(平成16年芦屋市条例第19号)第40条第2項及び第3項の規定	6人以上	情報公開及び個人情報保護に関して識見を有する者	2年

改正案					現 行				
		による諮問に関する事項についての調査審議、 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い並びに情報公開制度及び個人情報保護制度の運用と改善に関する事項について意見を述べること。</u>					による諮問に関する事項についての調査審議並びに情報公開制度及び個人情報保護制度の運用と改善に関する事項について意見を述べること。		
(芦屋市行政評価委員会から芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会までの項省略)					(芦屋市行政評価委員会から芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会までの項省略)				

芦屋市個人情報保護条例新旧対照表（平成27年10月5日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は収集した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）第2条第2号に規定する公文書をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）に記録されているものに限る。</p> <p>(4) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(5) <u>保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は収集した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</u></p> <p>(6)・(7) （省略）</p> <p>（保有個人情報の利用及び提供の制限）</p> <p>第14条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。<u>以下この条において同じ。</u>）を自ら利用し、又は当該実施機関以外</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は収集した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。</p> <p>(4)・(5) （省略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第14条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。</p>

改正案	現 行
<p>のものに提供してはならない。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p><u>(保有特定個人情報の提供の制限)</u></p> <p><u>第14条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合</u> <u>を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。</u></p>	<p>2～4 (省略)</p>

芦屋市個人情報保護条例新旧対照表（平成28年1月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>（収集の制限）</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>（個人情報の保有の制限等）</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 （省略）</p> <p><u>（保有特定個人情報の利用の制限）</u></p> <p><u>第14条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p>	<p>（収集の制限）</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>（個人情報の保有の制限等）</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 （省略）</p>

改正案	現 行
<p>3 <u>実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部又は課かいに限るものとする。</u></p> <p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第14条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人<u>(保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は委任による代理人)</u>は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第18条 開示請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所<u>(法人である法定代理人(保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は委任による代理人)が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)</u></p> <p>(2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項</p>	<p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第14条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第18条 開示請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項</p>

改正案	現 行
<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関に対し開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（<u>保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は委任による代理人</u>）であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関に対し開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>
<p>3 （省略） （保有個人情報の開示義務）</p>	<p>3 （省略） （保有個人情報の開示義務）</p>
<p>第19条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>第19条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>
<p>(1) 開示請求者（第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（<u>保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は委任による代理人</u>）が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<p>(1) 開示請求者（第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>
<p>(2)～(8) （省略） （訂正請求権）</p>	<p>(2)～(8) （省略） （訂正請求権）</p>
<p>第28条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限る。第34条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することがで</p>	<p>第28条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限る。第34条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することがで</p>

改正案	現 行
<p>きる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人<u>（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は委任による代理人）</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 （省略）</p> <p>（訂正請求の手続）</p> <p>第29条 訂正請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正請求書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所<u>（法人である法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は委任による代理人）が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</u></p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人<u>（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は委任による代理人）</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 （省略）</p>	<p>きる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 （省略）</p> <p>（訂正請求の手続）</p> <p>第29条 訂正請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正請求書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 （省略）</p>

改正案	現 行
<p>(保有個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<u>(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)</u>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第14条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第14条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p><u>(保有特定個人情報の利用停止請求権)</u></p> <p>第34条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、第14条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法</p>	<p>(利用停止請求権)</p> <p>第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第14条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第14条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (省略)</p>

改正案	現 行
<p><u>第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</u></p> <p><u>(2) 第14条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止</u></p> <p><u>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止請求をすることができる。</u></p> <p><u>3 利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</u></p> <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第35条 利用停止請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所<u>（法人である法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は委任による代理人）が本人に代わって利用停止請求をする場合にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</u></p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（<u>第34条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る</u></p>	<p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第35条 利用停止請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（<u>前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る</u></p>

改正案	現 行
<p>る保有個人情報の本人の法定代理人であること、<u>前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人の法定代理人又は委任による代理人であること</u>)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(他制度との調整等)</p> <p>第42条 (省略)</p> <p>2 法令等(芦屋市情報公開条例を除く。)の規定により保有個人情報<u>(保有特定個人情報を除く。)</u>の開示を受け、<u>又は保有個人情報の訂正を求め、若しくは利用停止等を求めることができる</u>ときは、当該法令等の定めるところによる。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(他制度との調整等)</p> <p>第42条 (省略)</p> <p>2 法令等(芦屋市情報公開条例を除く。)の規定により保有個人情報の開示を受け、訂正を求め、<u>又は利用停止等を求めることができる</u>ときは、当該法令等の定めるところによる。</p> <p>3 (省略)</p>

芦屋市個人情報保護条例新旧対照表（番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 （省略）</p> <p>第4章 開示，訂正及び利用停止</p> <p> 第1節 開示（第17条—第27条）</p> <p> 第2節 訂正（第28条—第33条）</p> <p> 第3節 利用停止（第34条—第38条）</p> <p> 第4節 手数料（第39条）</p> <p> 第5節 不服申立て（第40条・第41条）</p> <p>第5章・第6章 （省略）</p> <p>附則</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。</p> <p> (1)～(4) （省略）</p> <p> <u>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p> <u>(6)～(8) （省略）</u></p> <p> （保有特定個人情報の利用の制限）</p> <p>第14条の2 実施機関は，利用目的以外の目的のために保有特定個人情報 <u>（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）</u> を自ら利用してはならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 （省略）</p> <p>第4章 開示，訂正及び利用停止</p> <p> 第1節 開示（第17条—第27条）</p> <p> 第2節 訂正（第28条—第33条）</p> <p> 第3節 利用停止（第34条—第38条）</p> <p> 第4節 手数料（第39条）</p> <p> 第5節 不服申立て（第40条・第41条）</p> <p>第5章・第6章 （省略）</p> <p>附則</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。</p> <p> (1)～(4) （省略）</p> <p> <u>(5)～(7) （省略）</u></p> <p> （保有特定個人情報の利用の制限）</p> <p>第14条の2 実施機関は，利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</p>

改正案	現 行
<p>2・3 (省略)</p> <p><u>(情報提供等記録の利用の制限)</u></p> <p>第14条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために<u>情報提供等記録</u>を自ら利用してはならない。</p> <p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第14条の4 (省略)</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先<u>(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(保有特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第34条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報<u>(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)</u>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>2・3 (省略)</p> <p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第14条の3 (省略)</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(保有特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第34条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p>

特定個人情報保護評価における第三者点検の概要について

1 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを宣言するもの。

2 評価の目的

事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び住民の信頼の確保を目的とする。

3 評価の対象

特定個人情報ファイルを取り扱う事務

※ 特定個人情報ファイルとは、個人番号を含む個人情報データベース等をいう。

4 評価の実施の流れ

評価実施機関は、①評価対象の事務の対象人数、②取り扱う職員の数、③特定個人情報に関する重大事故の有無に基づき、評価の種類を判断する「しきい値判断」を行う。しきい値判断の結果に従い基礎的な評価を行う「基礎項目評価」、重要な部分に重点を置いて評価する「重点項目評価」、詳細な事項について評価を行う「全項目評価」を実施し、評価書を作成する。

「全項目評価」では、評価の適合性・妥当性を客観的に担保する仕組みとして住民等の意見聴取と第三者点検の手続が義務付けられており、個人情報保護審査会が行うことが原則となっている。

5 芦屋市が「全項目評価」を実施し、第三者点検を行う場合

評価対象の事務の対象人数が10万人以上となり、かつ、特定個人情報に関する重大事故の発生により、しきい値判断の結果が変わる場合

6 基礎項目評価書に記載する事項

- I 関連情報
- II しきい値判断項目

- 1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か
- 2 取扱者数 特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か
- 3 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか

III しきい値判断結果

7 全項目評価書に記載する事項

I 基本情報

- 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務
- 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
- 3 特定個人情報ファイル名
- 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由
- 5 個人番号の利用
- 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携
- 7 評価実施機関における担当部署
- 8 他の評価実施機関

II 特定個人情報ファイルの概要

- 1 特定個人情報ファイル名
- 2 基本情報
- 3 特定個人情報の入手・使用
- 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
- 5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）
- 6 特定個人情報の保管・消去
- 7 備考

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

- 1 特定個人情報ファイル名
- 2 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）
- 3 特定個人情報の使用
- 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
- 5 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）
- 6 情報提供ネットワークシステムとの接続
- 7 特定個人情報の保管・消去

IV その他のリスク対策

- 1 監査
- 2 従業者に対する教育・啓発

- 3 その他のリスク対策
- V 開示請求, 問合せ
 - 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続
 - 1 基礎項目評価
 - 2 国民・住民等からの意見の聴取
 - 3 第三者点検

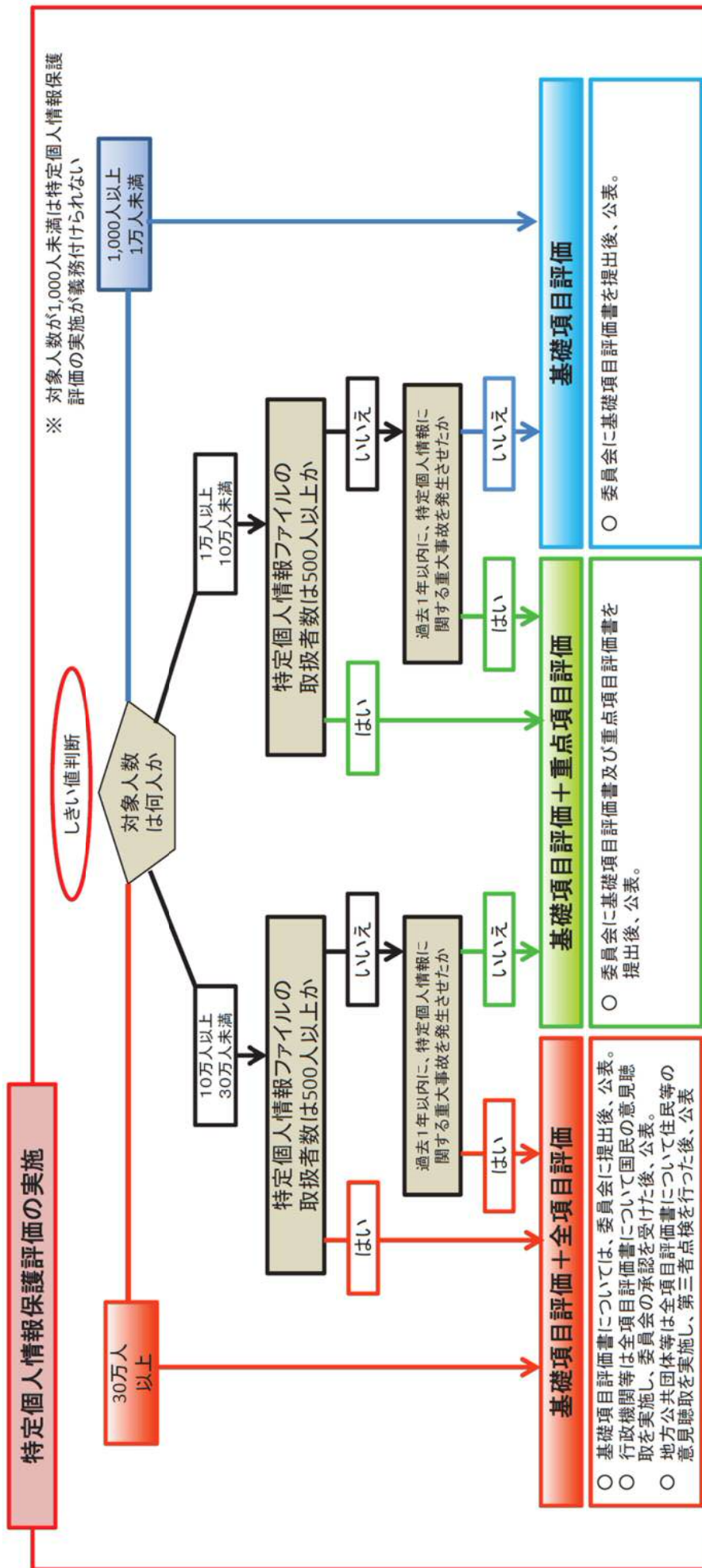
8 全項目評価書と重点項目評価書に記載する項目の差異

※ 全項目評価書は、重点項目評価書と比較し、個人のプライバシー等の権利利益の保護のための措置に関し、詳細な分析・評価を行うものとなっている。

○重点項目評価書

- I 基本情報（7 Iに同じ。ただし、4を除く。）
- II 特定個人情報ファイルの概要（7 IIに同じ。）
- III リスク対策（7 III及びIVに同じ。）
- IV 開示請求, 問合せ（7 Vに同じ。）
- V 評価実施手続（7 VIに同じ。ただし、2及び3は任意）

特定個人情報保護評価の実施手続



実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。